

津山市建設工事等入札ガイドライン

津山市（水道局を除く。）が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等における競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守られなければならない事項については、別に定めるもののほか、このガイドラインによるものとします。

1 発注方式について

入札は、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札により次の方法で実施します。なお、下記の金額区分は原則であり、工事内容等によっては、この限りではありません。

建設工事・・・100万円以上（税抜予定価格）、2,000万円未満（税抜予定価格）→指名競争入札

建設工事・・・2,000万円以上（税抜予定価格）→一般競争入札（事後審査型制限付）

7,000万円以上（税抜予定価格）→一般競争入札（総合評価（特別簡易型）事後審査型制限付）

測量、建設コンサルタント業務等・・・50万円以上（税込予定価格）全ての入札→指名競争入札

2 入札制度について

最低制限価格制度・・・7,000万円未満（税抜予定価格）の建設工事、1,000万円未満（税抜予定価格）の業務委託

低入札価格調査制度・・・7,000万円以上（税抜予定価格）の建設工事、1,000万円以上（税抜予定価格）の業務委託、全ての見積入札（税抜予定価格）、市外業者のみを対象とする入札案件。ただし、特に必要と認める場合は、上記の金額未満であっても、低入札調査制度の対象とすることがあります。そのときには、入札公告等で明記します。見積設計書を提出しなかった業者は、失格とします。

高落札率入札調査制度・・・全ての競争入札において、落札率が95%以上になったものに対し、失格になったものを除き調査を行う。見積設計書を提出しなかった業者は、失格とします。

※詳細については、契約監理室ホームページ「規程集」の各取扱い要領を確認してください。

3 入札公表について

（1）指名競争入札の場合

指名通知は、原則として金曜日（同日が祝日等の場合は翌開庁日）に電子メールにより行い、指名業者は事後公表で、落札決定後に契約監理室ホームページ及び窓口で公表します。事前に指名業者等を知ろうとする行為は、入札の公正を妨げる行為と認め、指名停止等の対象となるので厳に謹んでください。

（2）一般競争入札の場合

入札公告（以下「公告」という。）は、原則として月曜日（同日が祝日等の場合は翌開庁日）に公表します。公告に共通する事項は「津山市建設工事一般競争入札（事後審査型制限付き）公告共通事項」

に定めているので確認してください。

いずれも公表される案件については、契約監理室ホームページ及び窓口で確認できます。現在、一般競争入札、指名競争入札ともに予定価格は、事前公表（見積入札を除く。）となっています。

4 設計図書の閲覧と交付について

- (1) 閲覧期間 平日の午前8時30分～午後5時15分（開札日当日午前9時まで）
- (2) 閲覧場所 津山市契約監理室（本庁6階）

電子データで取得する場合は、原則電子入札システムからダウンロード（電子入札システム停止時間を除く）することで交付します。

5 入札手続について

入札は、通常、公告等で示す入札期間内に入札公告、入札説明書、設計書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）その他の書面を十分確認したうえで、適正な積算を行い、電子入札システムに入札金額を登録し、同時に別に指定する入札金額内訳書（内訳項目は工事ごとに様式添付）を添付のうえ、くじ番号（任意の3桁の数字）の登録をしてください。その他の方法による応札は認めません。建設工事の入札については、入札金額内訳書（様式15号）を添付しない場合は、入札できないので注意してください。

なお、一般競争入札においては、公告に示す期間内に電子入札システムで入札参加表明の登録を行ってください。入札参加表明を行っていない場合は入札に参加できません。

落札決定に当っては、入札された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格となるので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額をもって入札してください。なお、見積入札の場合もこれに準じることとします。

入札金額を登録する前であれば、電子入札システムで辞退の登録を行うことができます。入札金額を登録した後の辞退は原則として認められませんが、予定技術者が配置できない等やむを得ない場合は、所定の様式による入札辞退届を開札日の午前9時までに提出することにより辞退（無効扱い）を認めます。

なお、いかなる場合でも開札後に入札の撤回等はできないので注意してください。

6 開札及び入札執行上の注意事項について

- (1) 開札日時 公表及び公告で示した日時に電子入札システムを利用して行います。（通常、木曜日の午前9時30分から行います。）
- (2) 開札場所 津山市水道局入札室（やむを得ない事情により場所を変更する場合があります。）
 - ① 入札回数は1回。
 - ② 立会を希望する入札参加業者は、先着順とします。立会を希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせて開札を執行します。
 - ③ 指名競争入札に参加する者が1人となったときは、当該入札は成立しないものとします。一般

競争入札においては、参加する者が1人であっても入札は執行します。

- ④ 入札保証金は、津山市契約規則（以下「規則」という。）第11条各号のいずれかに該当する場合は減免します。

7 落札（候補）者の決定について

- (1) 予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって（低入札調査、高落札率入札調査の対象となった場合は調査を行い）有効な入札をした者を落札（候補）者とします。一般競争入札においては、落札候補者に対して入札参加資格の確認（事後審査）を行い、落札者を決定します。なお、最低制限価格制度適用入札の最低制限価格は、工事の場合は86.1%～90.0%の40通り、委託の場合は81.1%～85.0%の40通りの中から電子くじにより決定された最低制限率により決定します。
- (2) 落札（候補）者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札（候補）者を決定します。くじは、電子くじにより行います。なお、応札者全員が最低制限価格を下回り失格となった場合には、契約監理室が指定する日時、場所で当該入札参加者による抽選を行い、最低制限価格を決定します。
- (3) 同時に複数の入札案件が実施される場合であって、自社の配置可能（専任等）技術者等の数を超える件数の案件に応札する場合は、当該入札開札日前日の執務時間中までに「落札可能届」を契約監理室に提出してください。
- (4) 入札案件により書類の提出を求める場合もありますが、公告等で示す方法により期日までに提出してください。指定期限までに指定した書類の提出がない場合や、書類審査の結果、落札（候補）者が参加資格要件を満たしていないと判明した場合は、当該落札（候補）者の入札は無効となり、次順位者が新たな落札（候補）者となるため、入札参加者は、公告等に示す書類を前もって準備してください。
- (5) 入札結果は、契約監理室ホームページ及び契約監理室窓口で公表します。

8 契約締結について

(1) 契約書の作成

落札決定の通知した日から10日以内（休日を含む）に契約（仮契約を含む。）を締結する必要があるため、落札者となった場合は、早急に契約監理室が指定する書類を確認のうえ、速やかに契約手続きを行ってください。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、建設工事の場合、契約金額（税込）300万円以上について、契約金額（税込）の10分の1以上の保証が必要となります。また、業務委託の場合は、契約金額（税込）200万円以上がその対象となり、建設工事と同様に契約金額（税込）の10分の1以上の保証が必要となります。ただし、規則第35条により契約保証金の全部又は一部が免除される場合は、この限りではありません。

現金による保証の場合は、工事（業務）完了後に受注者からの請求により、請負代金（業務委託料）とあわせ返還します。

(3) 議会の議決を要する契約（予定価格1億5千万円以上の入札案件）

議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約としての効力を持つものとし、契約書等提出書類については、別途指示します。

9 前金払等について

(1) 前金払（建設工事のみ）

契約金額が1件300万円以上の工事であって、契約金額の10分の4以内を限度として、保証事業会社の保証を条件として前払金を支払うことができます。また、2会計年度以上にわたる契約を行った場合、予算配分の関係で初年度に契約金額の10分の4以内に満たない前払金を支払った場合は、翌会計年度（基本4月中の請求とする）に差額の請求ができるものとし、

(2) 中間前金払（建設工事のみ）

契約金額が1件1,000万円以上でかつ、工期が90日以上工事について、上記前金払の請求支払いを受けている場合において、契約金額の10分の2以内の中間前金払を支払うことができます。ただし、契約締結時に、支払方法について部分払を選択した場合においては中間前金払を請求することはできません。また、支払方法については途中変更できません。

請求手続き等の詳細については、契約監理室ホームページ「お知らせ」の中間前金払制度について（平成23年4月1日付）を参照してください。

10 建設工事における技術者等の取扱いについて

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者または監理技術者（以下「技術者等」という。）の適正配置について、次のとおり取扱うものとし、

(1) 現場代理人

(資格要件)

- ① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。（届け出による、健康保険被保険者証及び雇用保険受給資格証で確認を行います。）

(工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い)

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期を基本とします。

(常駐緩和（兼務）の取扱い)

市の発注する建設工事において、請負人は、現場代理人を工事施工中現場に常駐させ、工事現場の管理運営及び工事に関するすべての事項を処理するものとし、ただし、次の要件に該当する場合には、常駐緩和として現場代理人の兼務を認めるものとし、

- ① 同工事の主任技術者、監理技術者と兼ねることができます。
- ② 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で、密接に関係し諸経費調整対象工事であるとき。
- ③ 随意契約100万円未満の小規模工事どうしについて、兼務を認めます。
- ④ 災害等により緊急に施工しなければならない災害復旧工事を発注する場合、その都度、市が示した条件により兼務を認める場合があります。

(2) 主任技術者等

(資格要件)

- ① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。(届け出による、健康保険被保険者証及び雇用保険受給資格証により、各々の入札方式によって行われる開札日以前に3ヶ月以上の雇用があることの確認を行います。)
- ② 請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。
- ③ 他工事に配置している技術者又は現場代理人を一般競争入札等の入札参加資格申請時に配置予定技術者とする場合は、開札日において配置可能な技術者としてください。配置可能な技術者として認められる場合は、現在配置している工事が入札開札日前日までに完成(竣工検査を終了していること。)していることとします。

(工事現場に配置すべき技術者)

- ① 主任技術者・・・請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として全ての工事において、主任技術者を配置しなければなりません。
- ② 監理技術者・・・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計(以下「下請総額」という。)が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。また、当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となった場合においても同様の取扱いとします。

(兼務の取扱い)

- ① 主任技術者・・・工事公告文及び特記仕様書等で示される場合、また、請負額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に配置される技術者(主任技術者又は監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務は認めません。ただし、相互に密接に関連し、一体的に管理することが適当であると判断される場合は、兼務を認めます。
- ② 監理技術者・・・例外(本工事の関連により随意契約される場合)を除き、兼務は認めません。
- ③ 営業所専任技術者について、原則工事現場に配置できませんが、非専任工事であって、その職務に支障がないと判断できる市の発注する工事現場と営業所が近接している工事1件に限り配置できるものとします。ただし、配置可能な技術者がいる場合は優先的に配置を行い、やむを得ない場合において配置を認めるものとします。

(配置技術者の変更)

原則として認めませんが、受注者からの協議により、真にやむを得ない場合(退職、長期療養、死亡等)については、変更を認めるものとします。ただし、総合評価落札方式により契約した案件について、契約後、上記の理由により技術者を変更する場合であって、同等以上の技術者を配置できなければ、次回格付時に主観点を1契約案件ごとに5点減点します。なお、共同企業体受注の場合は、構成員すべてを減点の対象とします。

11 工期内検査について

履行遅延とならないよう、可能な限り工期内で検査できるよう工程管理に努めてください。なお、建

設工事は、受注者が工事完成届により発注者に通知した日から起算して14日以内、業務委託は受注者が業務完了届により発注者に通知した日から起算して10日以内に、完了を確認するための検査を行うものとしています。

12 異議の申立について

入札をした者は、入札後、このガイドライン、入札説明書、設計書、図面、仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

その他、契約条項及び入札条件等については、津山市契約規則、津山市建設工事一般競争入札実施要綱、津山市建設工事共同請負制度事務処理要綱、津山市建設工事総合評価落札方式実施要領その他関連する規定、要領によります。

附 則

(適用期日)

このガイドラインは、平成28年4月1日から適用する。

改正 平成28年6月1日

改正 平成28年7月1日

改正 平成30年12月1日